

質 問 回 答 書

業務／工事名【令和6年度富岡町特定帰還居住区域被災建物等解体撤去等及び除染等工事（その1）】

No.	区分	ページ	条項	質問事項	回 答
1	金抜き設計書（解体）			金抜き設計書（解体）には、「解体建物調査 業務設計書」が掲載されていますが、「被災建物等解体撤去等工事」が見当たりません。「被災建物等解体撤去等工事」の金抜き設計書をご提示願います。	3/19回答公告にて、不足している数量総括表と金抜き設計書を政府調達システム(GEPS)にて掲載しております。
2	現場説明書	3	14. 労務費等の単価	設計労務単価および技術者単価は、令和6年度を適用していると考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。	貴見のとおりです。 令和6年度の除染等工事設計労務単価は、福島地方環境事務所ホームページに掲載されておりますので確認して下さい。(参考)福島地方環境事務所ホームページ>「調達情報」>「積算基準・資材単価等」https://fukushima.env.go.jp/procure/index.html
3	現場説明書	3	14. 労務費等の単価	「福島地方環境事務所が定める資材単価」について、「令和5年後期単価」を適用していると考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。	貴見のとおりです。
4	現場説明書	3	14. 労務費等の単価	物価資料の適用年月日および適用地区をご教示願います。	採用年月は「令和6年4月」、採用地区は「南相馬」です。
5	現場説明書	4	16. 廃棄物等について	耐候性大型土のうは、「福島地方環境事務所 資材単価一覧」の「備考(2)」の単価を適用していると考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。	貴見のとおりです。
6	現場説明書	5	20. その他	公共建築工事共通費積算基準は令和5年改定版を適用していると考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。	貴見のとおりです。
7	現場説明書	5	20. その他	建物等解体撤去等工事の諸経費（共通仮設費率および現場管理費率）の算定に必要な工期の月数をご提示願います。	工期については10カ月としています。
8	現場説明書	5	20. その他	建物等解体撤去等工事の共通仮設費率の算定において、「監理事務所を設けない」と考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。	貴見のとおりです。
9	現場説明書	5	20. その他	本工事に採用されている機械損料は「令和5年度版建設機械等損料表」と考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。	令和6年度となります。
10	除染等工事数量内訳書	118, 227 (除染)	38号代価表 140号代価表	6.2.1.3 土地表面の被覆 振動ローは損料でしょうか。賃料でしょうか。ご教示願います。	損料になります。
11	除染等工事数量内訳書	253 (除染)	162号代価表	19.1.1.2-(1) 使用済み防護具の回収費(全身化学防護服を使用しない場合) 労務費が「作業指揮者 0.5人、普通除染作業員 2人、運転手(除染特殊) 1人」とありますが、積算基準書では「作業指揮者 0.5人、特殊除染作業員 2人、普通除染作業員 1人」となっています。どちらが正しいでしょうか。ご教示願います。	代価表は誤りであるため、修正した代価表に差し替えます。
12	除染等工事数量内訳書	254 (除染)	163号代価表	19.1.1.3 除染電離則に係る安全講習費 安全講習費の普通作業員(内業)に週休2日補正1.05は掛からないと考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。	労務費補正の対象です。
13	解体撤去等工事数量内訳書	54 (解体)	2号代価表	バックホウ クロー型・山積0.8 m3(平積0.6 m3)超低騒音型 諸雑費率の対象は労務費、諸雑費率は25%と考えて宜しいでしょうか。その他の場合は、諸雑費率または準拠基準をご教示願います。	現場説明書「18.参考歩掛の揭示」のとおりです。
14	解体撤去等工事数量内訳書	67 (解体)	16号代価表	根切り 機械 > バックホウ クロー型・山積0.28m3(平積0.2m3) 諸雑費率の対象は労務費、諸雑費率は25%と考えて宜しいでしょうか。その他の場合は、諸雑費率または準拠基準をご教示願います。	現場説明書「18.参考歩掛の揭示」のとおりです。
15	解体撤去等工事数量内訳書	77 (解体)	24号代価表	鉄骨造上屋解体 軸組解体において「クローレン使用料25t～27t吊」とありますが、令和5年度建設機械等損料表に「クローレン25t～27t吊」の設定がありません。出典先をご教示願います。もしくは、代替機種をお考えの場合は規格等をご教示願います。	現場説明書「18.参考歩掛の揭示」のとおりです。
16	解体撤去等工事数量内訳書	87 (解体)	35号代価表	下屋(簡易構造)において、「根切り」および「埋戻し」は人力施工でしょうか。機械施工でしょうか。ご教示願います。	現場説明書「18.参考歩掛の揭示」のとおりです。
17	解体撤去等工事数量内訳書	2 (解体)	39号代価表	ブロック塀において、計上する労務は①建築ブロック工でしょうか、②ブロック工でしょうか。①の場合、令和3年3月単価と考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。	現場説明書「18.参考歩掛の揭示」のとおりです。
18	解体撤去等工事数量内訳書	2 (解体)	45号代価表	藤棚において、「根切り」および「埋戻し」は人力施工でしょうか。機械施工でしょうか。ご教示願います。	現場説明書「18.参考歩掛の揭示」のとおりです。

19	解体撤去等工事 数量内訳書	3 (解体)	53号代価表	浄化槽において、「5人槽」と考えて宜しいでしょうか。その他の場合もご教示願います。	現場説明書「18.参考歩掛の掲示」のとおりです。
20	解体撤去等工事 数量内訳書	128 (解体)	75号代価表	7m ² ス撤去工(外装仕上げ塗装7m ² ス撤去)の費用は諸経費を含むものであるとすれば、この費用の共通仮設費、現場管理費、一般管理費は算出しないことによりよろしいでしょうか。異なる場合はご教示願います。	貴見のとおりです。
21	解体撤去等工事 数量内訳書	129, 130 (解体)	76号代価表 77号代価表	7m ² ス封入及び7m ² ス回収の費用は諸経費を含むものであるとすれば、この費用の共通仮設費、現場管理費、一般管理費は算出しないことによりよろしいでしょうか。異なる場合はご教示願います。	貴見のとおりです。
22	解体撤去等工事 数量内訳書	6 (解体)	80号代価表	廃材運搬費 2t車・運搬距離(片道)10km 運搬車1台当りダンプトラック使用料は何日を想定されていますか。ご教示願います。	現場説明書「18.参考歩掛の掲示」のとおりです。
23	解体撤去等工事 数量内訳書	6 (解体)	82号代価表	廃材運搬費 4t車・運搬距離(片道)10km 運搬車1台当りダンプトラック使用料は何日を想定されていますか。ご教示願います。	現場説明書「18.参考歩掛の掲示」のとおりです。
24	解体撤去等工事 数量内訳書	6 (解体)	87号代価表	屋内動産移転料 4t車 運搬費 4t貨物自動車の出典と、想定される運搬距離をご教示願います。	現場説明書「18.参考歩掛の掲示」のとおりです。
25	解体撤去等工事 数量内訳書	181 (解体)	128号代価表	19.1.1.3 除染電離則に係る安全講習費 安全講習費の普通作業員(内業)に週休2日補正1.05は掛からないと考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。	労務費補正の対象です。
26	現場説明書	4	14. 労務費等の単価	「設計労務単価は、「令和5年度除染等工事設計労務単価」を適用している。」と記載されていますが、入札時までに令和6年度に変更されるのでしょうか。それとも入札時はこのままで、契約後に設計変更されると考えてよいのでしょうか。ご教示願います。	入札前に令和6年度へ変更します。令和6年度の除染等工事設計労務単価は、福島地方環境事務所ホームページに掲載されておりますので確認して下さい。(参考)福島地方環境事務所ホームページ>「調達情報」>「積算基準・資材単価等」 https://fukushima.env.go.jp/procure/index.html
27	現場説明書	4	14. 労務費等の単価	「技術者単価は、「令和5年度国土交通省設計業務委託等技術者単価」を適用している。」と記載されていますが、入札時までに令和6年度に変更されるのでしょうか。それとも入札時はこのままで、契約後に設計変更されると考えてよいのでしょうか。ご教示願います。	入札前に令和6年度へ変更します。令和6年度の除染等工事設計労務単価は、福島地方環境事務所ホームページに掲載されておりますので確認して下さい。(参考)福島地方環境事務所ホームページ>「調達情報」>「積算基準・資材単価等」 https://fukushima.env.go.jp/procure/index.html
28	現場説明書	4	14. 労務費等の単価	「福島地方環境事務所が定める資材単価以外の資材単価は、建設物価と積算資料の二誌平均とする。」と記載されていますが、「WEB建設」「積算別冊」は適用されていないと考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
29	現場説明書	4	14. 労務費等の単価	上記の物価資料の単価適用年月をご教示願います。	令和6年4月となります。
30	現場説明書	6	20. その他	「建物等解体撤去等工事の諸経費の算定に当たっては、公共建築工事共通費積算基準を準用している。」と記載されていますが、適用年度をご教示願います。	令和5年度となります。
31	現場説明書	6	20. その他	上記の諸経費算定は「改修建築工事」によると考えてよろしいでしょうか。また、算定に必要な「工期」をご提示願います。	貴見のとおりです。工期については10カ月としています。
32	現場説明書	5	20. その他	機械損料について、適用年度をご教示願います。	令和6年度となります。
33	金抜き設計書(解体)	7, 28	本工事費内訳書	帰還困難区域の特殊勤務手当について、除染特別地域内(1日当り)および除染特別地域外(1日当り4時間未満)の人数算出の考え方を教示願います。	現場説明書「20.その他」のとおりです。 (本工事は、公告時点の見込み数量で計上しているため、施工に際し数量の増減が生じる場合は、別途協議の上、設計変更の対象とする。)
34	金抜き設計書(解体)	6, 13, 20, 26	本工事内訳書(87号代価表)	屋内動産移転料(4t車)について、移転する際の運搬距離をご教示願います。また、運搬費の適用年度も合わせてご教示願います。	現場説明書「18.参考歩掛の掲示」のとおりです。
35	金抜き設計書(解体)	50~52	19号内訳書	共通仮設費(積上げ)の技術管理費には、特殊勤務手当の項目が見当たりませんが、直接工事費に計上されているのでしょうか。ご教示願います。	貴見のとおりです。
36	金抜き設計書(解体)	145	92号代価表	積込費取卸し費において、「積込費+取卸し費 基地現場間往復」と記載されていますが、積込費+取卸し費は、往復とも計上されていると考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
37	金抜き設計書(解体)	147	94号代価表	7m ² ス処分費(10kg ² ス ² ハ)は福島地方環境事務所の資材単価表の単価(帰還困難区域外)を用いると考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
38	金抜き設計書(解体)	185	132号代価表	防塵マスク(使い捨てタイプ)粒子捕集効率80%)で使用する単価は帰還困難区域内用と考えてよろしいでしょうか。	防塵マスク(使い捨てタイプ)粒子捕集効率80%)帰還困難区域外用いた設計としております。

39	金抜き設計書(除染)	17,50,51,69	本工事費内訳書	帰還困難区域の特殊勤務手当について、除染特別地域内(1日当り)および除染特別地域内(1日当り4時間未満)の合計人数ですが、労務の合計人数の6割程度かと思われませんが、手当の人数算出の考え方を教えてください。	現場説明書「20.その他」のとおりです。 (本工事は、公告時点の見込み数量で計上しているため、施工に際し数量の増減が生じる場合は、別途協議の上、設計変更の対象とする。)
40	金抜き設計書(除染)	74~77	3号内訳書	共通仮設費(積上げ)の技術管理費には、特殊勤務手当の項目が見当たりませんが、直接工事費に計上されているのでしょうか。教えてください。	貴見のとおりです。
41	金抜き設計書(除染)	252	161号代価表	防塵マスク(使い捨てタイプ 粒子捕集効率80%)で使用する単価は帰還困難区域内用と考えてよろしいでしょうか。	防塵マスク(使い捨てタイプ 粒子捕集効率80%)帰還困難区域外用いた設計としております。
42	金抜き設計書(除染)	282	191号代価表	被ばく線量登録管理制度参加費用について、令和5年度と記載されていますが、入札時までに令和6年度に変更されるのでしょうか。それとも入札時はこのままで、契約後に令和6年度に設計変更されると考えてよいのでしょうか。教えてください。	変更はせず令和5年度単価となります。
43	現場説明書	3、4	14. 労務費等の単価	「入札公告期間中に適用単価の改正があった場合、新単価を適用することとする。」とあるため、資材単価は「令和6年度前期単価(適用:令和6年4月1日~令和6年9月30日)」と考えてよろしいでしょうか。	令和5年度後期単価となります。
44	現場説明書	3、4	14. 労務費等の単価	「入札公告期間中に適用単価の改正があった場合、新単価を適用することとする。」とあるため、除染等工事に係る設計労務単価は「令和6年度(令和6年度3月1日以降に調達を行う入札等に適用するものとする)」と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。 令和6年度の除染等工事設計労務単価は、福島地方環境事務所ホームページに掲載されておりますので確認して下さい。(参考)福島地方環境事務所ホームページ>「調達情報」>「積算基準・資材単価等」 https://fukushima.env.go.jp/procure/index.html
45	現場説明書	3、4	14. 労務費等の単価	「入札公告期間中に適用単価の改正があった場合、新単価を適用することとする。」とあるため、設計業務委託等技術者単価は「令和6年度(令和6年度3月1日以降に調達を行う入札等に適用するものとする)」と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。 令和6年度の除染等工事設計労務単価は、福島地方環境事務所ホームページに掲載されておりますので確認して下さい。(参考)福島地方環境事務所ホームページ>「調達情報」>「積算基準・資材単価等」 https://fukushima.env.go.jp/procure/index.html
46	現場説明書	3、4	14. 労務費等の単価	「福島地方環境事務所が定める資材単価以外の資材単価は、建設物価と積算資料の二誌平均とする。」とありますが、物価資料は何月版を採用しているのか教えてください。	令和6年4月となります。
47	現場説明書	5	20. その他	「除染等工事の歩掛及び諸経費の算定に当たっては、除染特別地域における除染等工事暫定積算基準(第16版改定版)を適用している。」とあります。第17版(令和6年4月)がホームページに公表されましたが、本工事は第16版改定版と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
48	現場説明書	5	20. その他	「建物等解体撤去等工事の諸経費の算定に当たっては、公共建築工事共通費積算基準を準用している。」とありますが、令和5年版と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
49	現場説明書	5	20. その他	本工事で採用されている建設機械等損料は令和5年度版と考えてよろしいでしょうか。	令和6年度となります。
50	数量総括表(除染)	81		情報共有システム使用料について月当りの単価をご提示願います。	貴社にて想定見積もってください。
51	数量総括表(解体)	31		共通仮設費(率計上)、現場管理費(率計上)を算定するにあたり、想定されている月数をご提示願います。	工期については10カ月としています
52	代価表(解体)	全般		代価表の諸雑費率で、その他 労×〇%で計上していると思われるのですが、25%以外がありましたら、その代価番号およびその率分をすべてご提示願います。	現場説明書「18.参考歩掛の揭示」のとおりです。
53	代価表(解体)	199	146号代価表	技師(A)および技術員単価については、4週8休補正の労務費補正1.05を乗じていないと考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
54	本工事費内訳書	全般	-	本工事での積算における材料単価の適用年月をご提示願います。	令和6年4月となります。
55	本工事費内訳書	全般	-	本工事での積算において適用する機械損料は「令和5年度建設機械損料表」に準拠すると考えてよろしいでしょうか。	令和6年度となります。
56	本工事費内訳書	全般	-	共通仮設費(率分)、現場管理費、一般管理費の算出において、対象額から控除している項目がありましたら、ご提示願います。	現場説明書「20.その他」のとおりです。 (除染等工事の歩掛及び諸経費の算定に当たっては、除染特別地域における除染等工事暫定積算基準(第16版改定版)を適用している。)
57	本工事費内訳書(除染等工事)	P218 P246 P250	133号代価表 155号代価表 159号代価表	除染等工事で使用する耐候性大型土のう袋において、代価表には新仕様と記載されています。耐候性大型土のうの単価は、令和5年10月1日以降に公告する工事に適用する「環境省 福島地方環境事務所 資材単価一覧」に記載されている「耐候性大型土のう袋」の「備考(2)」の単価が適用されると考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
58	本工事費内訳書(解体撤去等工事)	P6	大型土のう袋詰 耐候性大型土のう(φ1100)より φ1200製内袋(二重)	本項目で計上されている耐候性大型土のうは、「新仕様」でしょうか。	現場説明書「16.廃棄物等について」のとおりです。

59	本工事費内訳書(解体撤去等工事)	P22	共通仮設費(率分)および現場管理費	共通仮設費(率分)および現場管理費を算定するにあたり、想定されている月数をご教示願います。	工期については10カ月としています
60	現場説明書	P3	14. 労務費等の単価	「・入札公告期間中に適用単価の改正があった場合は、新単価を適用することとする」とありますが、本工事には「令和6年3月から適用する公共工事労務単価」が適用されていると考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。 令和6年度の除染等工事設計労務単価は、福島地方環境事務所ホームページに掲載されておりますので確認して下さい。(参考)福島地方環境事務所ホームページ>「調達情報」>「積算基準・資材単価等」 https://fukushima.env.go.jp/procure/index.html
61	現場説明書	P5	20. その他	建物等解体撤去工事の諸経費算定(率分)は、公共建築工事共通費積算基準(令和5年改訂)(改修建築工事)より算出と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
62	現場説明書	P5	20. その他	「除染等工事暫定積算基準(第17版改訂版)」が公表されましたが、本工事の歩掛及び諸経費の算定に当たっては「除染等工事暫定積算基準(第16版改訂版)」を適用していると考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
63	現場説明書	P5	20. その他	「一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃」がR6. 2. 29に改定されましたが、本工事に適用していると考えてよろしいでしょうか。	本工事には採用しておりません。

※入札説明書に関する質問については、受付期間を経過しているため掲載していません。